

議案市第 122 号 横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

1 趣旨

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 20 年 6 月横浜市条例第 26 号）において同法を引用する箇所について項ずれが生じるため、補正を行います。

<表>横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条

現行	改正後（案）
<p>（大学等課程の履修のための休業の対象となる教育施設）</p> <p>第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）</p> <p>（2）<u>学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>（大学等課程の履修のための休業の対象となる教育施設）</p> <p>第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）</p> <p>（2）<u>学校教育法第 104 条第 7 項第 2 号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>（以下、省略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）による改正前の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを含むものとする。</u></p>

2 施行日

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。